

匝瑳市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(設置)

第1条 匝瑳市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、匝瑳市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、匝瑳市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の案の策定に関すること。
- (2) 推進計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 匝瑳市図書館協議会を代表する者
- (2) 匝瑳市立小学校及び中学校を代表する者
- (3) 匝瑳市立図書館のボランティアを代表する者
- (4) 匝瑳市家庭教育指導員
- (5) 匝瑳市内の保育所及び幼稚園を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により、委嘱され、又は任命された日から推進計画が策定される日までの間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長が決定するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、推進計画の案の策定に係る専門的事項の調査、検討及び調整を行うため、部会を置く。

2 部会の部会員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 部会の議事は、出席部会員の過半数により決し、可否同数のときは部会長が決定するところによる。

9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。